

Q1

当社は、機械部品製造業ですが、独自性ある製品を製造するため、今後は研究開発に力を入れていきたいと考えています。その際、中小企業が利用できる特許関係の支援策を教えてください。

A1

特許関係について中小企業が利用できる支援策のうち、次の3点について説明します。

1. 特許先行技術調査支援制度

中小企業・個人が出願した審査請求前の特許について、請求を行うか否かを見極めるために、出願人本人の依頼に応じて、特許庁から委託を受けた民間調査事業者が先行技術調査を無料でを行い、結果を本人に送付します。

2. 審査請求料、特許料の減免制度

(1) 研究開発型中小企業（個人事業主・会社）は定められた要件を満たした場合は、特許料及び審査請求料が半額に軽減されます。以下の要件は、「会社」の場合に適用される要件です。

- ① その発明が職務発明（注1）であること
- ② その職務発明をあらかじめ承継した会社
- ③ 研究開発要件（注2）のいずれかを満たすこと
- ④ ④-1 又は ④-2 を満たすこと（注3）
- ④-1 資本の額若しくは出資の総額が、一定額以下
- ④-2 従業者数が業種により一定人数以下

（注1）職務発明：会社等における職務において研究・開発をした結果として完成した発明は、「職務発明」と呼ばれます。特許法では使用者（会社等）に、生み出された発明の実施や、発明に対する権利を承継することについて、権利を与えています。

- （注2）研究開発要件（抜粋）
- i 試験研究費等比率が収入金額の3%超
 - ii 承認された経営革新計画における技術開発に関する研究開発事業に関連した出願
 - iii 認定された新連携計画における技術開発に関する研究開発事業に関連した出願

（注3）製造業の場合の資本金等の額は3億円以下

（注4）製造業の場合の従業員数は300人以下

(2) 資力の乏しい個人・法人については、別途減免措置があります。

3. 早期審査制度

その発明の出願人が中小企業又は個人であるものは、早期審査の請求をすることにより、他の出願に優先して審査が行われます（他にも、対象となる特許出願があります）。

〈参考 HP〉 <http://www.jpo.go.jp/>

Q2

また、製品の研究開発や製造、販売について他の中小企業と連携を図り、「中小企業新事業活動促進法」に基づく「新連携計画」の認定を受けて事業を展開したいと考えています。その際、利用できる補助金制度について教えてください。

A2

「新連携」とは、異分野の事業者が有機的に連携し、その経営資源（設備、技術、知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいいます）を有効に組み合わせ、新事業活動を行うことにより新たな事業分野の開拓を図ることをいいます。

「中小企業新事業活動促進法」では、正式には「異分野連携新事業分野開拓」といいます。

1. 「新連携」に関する補助金としては「新連携対策補助金」があり、連携体構築支援事業と事業化・市場化支援事業に対して補助されます。

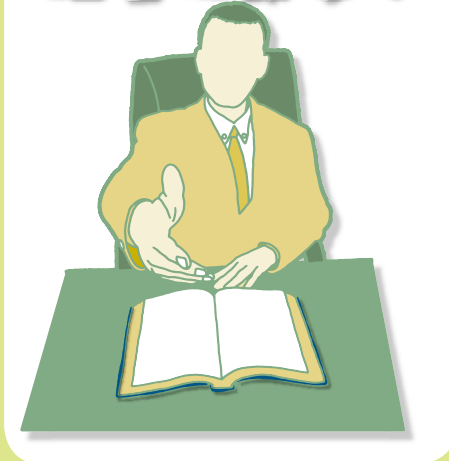
(1) 連携体構築支援事業

事業分野を異にする、専門知識や高度な技術を有している2以上の中小企業者が、具体的事業化を図るために自己の優れた経営資源を持ち寄り、連携体を構築する事業が支援対象になります。この場合は、「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定の必要はありません。

(2) 事業化・市場化支援事業

「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けて、当該計画に従って行う事業の市場化に必要な取り組みを支援します。具体的には、連携して行う新事業に必要な新商品開発に係る実験、試作、研究会、マーケティング調査等に係る経費を補助します。

経営相談事例



2. 補助率・補助金額・募集期間

(1) 補助率

補助対象経費の3分の2以内

(2) 補助金額

① 連携体構築支援事業

1件あたりの補助金額は、500万円以内

② 事業化・市場化支援事業

・事業化・市場化

1件あたりの補助金額は、2,500万円以内

・技術開発を伴う事業化・市場化

1件あたりの補助金額は、3,000万円以内

(3) 募集期間

平成18年7月3日(月)～平成18年7月31日(月)

〈参考 HP〉 <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/>